

大学通信教育におけるスクーリングの類型に関する考察

— 望ましい学修支援専門職養成を見据えて —

山鹿貴史 古壕典洋 小暮克哉

A Study on the Types of Schooling in University Correspondence Education
: Toward at Training of Desirable Learning Support Workers

YAMAGA, Takashi KOBORI, Norihiro KOGURE, Katsuya

キーワード：大学通信教育、スクーリング、面接授業、メディア授業、学修支援専門職

keyword：University Correspondence Education, Schooling, Residential Class,
Distance Class, Learning Support Workers

1、先行研究と問題の所在、本稿の目的と研究の対象・方法

本稿では、今日の大学通信教育における「スクーリング」⁽¹⁾の実施形態について、現状に即した類型化を行う。大学通信教育が抱える最大の「矛盾」⁽²⁾にして、特異的な教育方法とされてきたスクーリングの実態を整理することで、教育の質を担保する「学修支援専門職」の望ましい養成に役立てることを企図している。

近年、大学通信教育は「多様化」の一途を辿っている。ただ一口に多様化といっても、たとえばそれは教育方法（ICT活用、メディア授業の制度化）や、設置形態（伝統的な通学・通信の併設型、通信教育課程のみの独立学部⁽³⁾、通信による教育を行う学部のみを置く独立通信制大学⁽⁴⁾、インターネット大学⁽⁵⁾）、学部学科（専攻分野）⁽⁶⁾、さらには学生層の多様化⁽⁷⁾など、様々な面においてその様相をみせている。とりわけ「スクーリング」と呼称される授業の実施形態については、大学設置基準等の改正等の制度的な変遷⁽⁸⁾を経て、今や大学ごとに異なる状況となっている。

これまでのスクーリングに関する先行研究においては、大学通信教育における教育方法としての特異性・重要性が、様々な観点から論じられてきた。

だが、大学通信教育は、一方でその教育・学習の自由性を有すると同時に、他方でそれに相反しその自由性を制約する「スクーリング」（面接授業・指導）という側面をも持ち合わせている。大学通信教育の性質を考察する際には、この教育・学習の自由性と「スクーリング」との関係性を原理的に問う必要がある。（古壕 2012：135）

いずれの時代も対面教育重視の発想から、面接授業、すなわちスクーリングは重視されて続けてきた。しかし一方で、その意味付けは70年近い歴史の中で変わってきていると予想され、それに関わり、スクーリングのあり方も変わってきていることが予想される。（石原ほか 2016：66）

しかし、振り返れば、戦後の通信教育の歴史は、「スクーリング」をどうするかという困難な課題に左右された歴史だったといっても過言ではない。放送利用やメディア授業も、それによって「スクーリング」の要件をいかに軽減するかという闘争だったと考えると、皮肉なことに、通信教育の最大の関心事は、実は「スクーリング」だったということもできる。（鈴木 2017：35）

古塚（2012）は従来の研究のなかで、「スクーリング」が制度化される過程」は明らかにされていないながらも「なぜ「スクーリング」が大学通信教育という公教育制度の範疇に存在しているのか、というその理由が明らかにされていない」とし、その「問い」を明らかにすることで、制度創設期の大学通信教育の性質について考察を行っている。その中で政策立案者や通信教育アクターが、教育行為と学習行為の時間的・空間的「へだたり」を前提とする教育・学習形態である大学通信教育に内在的すると捉える「宿命的な短所」「本質的欠陥」（教育者と学習者との関係性の希薄さや即時的指導の困難さ等の問題）を解決する方策として「スクーリング」が存在したこと⁽⁹⁾を明らかにしている。

石原ら（2016）は、大学通信教育の老舗である大規模大学の通信教育課程における事例から、「大学通信教育のスクーリングが、時代を経てどのように変化したか、なぜ変化したか」を実証的に明らかにしている。特に、放送大学構想の実現とそれに関わる大学通信教育設置基準の変化が「スクーリング」の制度変化という点でその後の大学通信教育に大きな影響を与えたことを示している。

古くから大学通信教育において常用されてきた「スクーリング」という語が意味する語義とその変遷とについて、辞書や辞典での扱われ方から調べた鈴木（2017）は、「スクーリング」が法令上に規定される用語ではなく、あくまでも通称や俗称に過ぎないとしている。その一方で、大学通信教育最古の6大学（法政大学、慶應義塾大学、中央大学、日本女子大学、日本大学、玉川大学）の入学案内書（平成29年度版）における記述から、「面接授業」という法令用語と相互補完的に用いられている例や置き換えて記述されている例を紹介し、「「面接授業」では現実（実態）をうまく説明できないということなのか。」（鈴木 2017：47）⁽¹⁰⁾と、この語が包含する意味の曖昧さを指摘している。

このように、大学通信教育のスクーリングに関しては、特に近年の一部の通信教育研究者により、原理的、制度史的、語義的な考察がされてきた。しかし一方で、肝心の「実態（史）論」に関して言えば、とりわけ総体的に検討されてきたとは言い難い。大学通信教育が戦後70余年にも渡って厳存してきた事実を鑑みると、それについて考える際には、「原理論」、「制度（史）論」という観点のほかにも、「実態（史）論」という観点からも論じる必要がある。

こうした状況の中で西村（2015）は、2012年時点での大学通信教育実施全校を対象に、大学通信教育におけるICT化が学費と教育サービスに与えた影響と変化とについて調査し、その相関関係について、いくつかの大学の事例を挙げつつ明らかにしている。この研究はスクーリングのみに着目したものではないが、多様化する大学通信教育を、学費と教育サービスとの相関関係から比較・分析をしたという視点において参考になる。

また大学通信教育ではないが「学校通信教育」という観点では、通信制高校について土岐（2014）が文献調査、参与観察、聞き取り調査、訪問調査などを通じ、登校形態による類型化を行っている。

ところが石原ら（2019）の研究においては、奇妙な事実も浮き彫りにされている。この中では学校通信教育の研究動向について、1940年代後半から2010年代の末までの日本通信教育学会内外の研究における論文等の題目を対象に分析を行っているが、大学通信教育における年代別研究動向を見ても、どちらにも頻出キーワードとして「スクーリング」の存在を見出すことができない。実際に、日本通

信教育学会発刊の『通信教育研究集録』（現・『研究論集』）⁽¹¹⁾の総目次を紐解くと、題目に「スクーリング」を含む論考については僅かに11本⁽¹²⁾と、その膨大な総数に比すれば、等閑視も同然の扱いとなっている。「戦後の通信教育の歴史は、「スクーリング」をどうするかという困難な課題に左右された歴史だった」（鈴木 2017：35）とまで言われている一方で、なぜ、「研究」という視点においていえば、これほどまでにスクーリングの「実態」については、着目されてこなかったのだろうか。

さらにいえば、スクーリングが「多様化」したのは、これまでの先行研究で示されてきた制度の成立や変化といった、いわば「外的要因」だけがその理由なのか、という疑問もある。もしそこに内在的な理由——通信教育アクター（大学）自身の意識変化——が存在するのであれば、この多様化したスクーリングの「実施形態」にこそ、「大学が通信教育についてどのように捉えているのか」という、建学の精神や三つのポリシー⁽¹³⁾をはじめとした各大学の「教育観」が表出しているといえるのではないだろうか。このような実施形態の「多様化」の背景について考えることは、大学通信教育や遠隔教育において、近年特にその重要性が認識されつつある「学修支援専門職」⁽¹⁴⁾の在り方とその養成方法の検討とを行う上においても急務といえる。そのためには、まず、混然とした今日の「スクーリング」の実施形態に関する、未整理な状態を解消する必要がある。こうした実態整理を行う研究は、今後の通信教育研究においても基礎資料ともなり得る。

以上の問題意識を背景とし、本稿は多様化を続ける大学通信教育における「スクーリング」の実施形態について類型化を試みるものである。

本稿が対象とするのは大学通信教育実施全校（学士課程。現存はするものの現時点で学生募集を停止している大学のほか、短期大学や大学院は除く）である。調査には、公益財団法人私立大学通信教育協会が発行する2022年度版の『大学通信教育ガイド 大学・短大編』を用いた。本資料を選択した理由は、協会加盟校33校を中心とした諸情報が掲載されており、特に本稿で行う「類型化」の基礎となる、面接授業を中心としたスクーリングの分類が掲載されているためである。このほか、協会非加盟校（9校）を中心に、各大学のウェブサイト等の記述も補足的に利用した。

2、授業の方法（法制度）からみた「スクーリング」

スクーリングを類型化する前に、「授業の方法」という法制度上（大学設置基準、大学通信教育設置基準）の観点から、改めて整理しておく必要がある。

第一に考えられるのは、「面接授業」としてのスクーリング（面接スクーリング）である。これは学修者が大学の指定する会場に実際に足を運び、教員と直接「対面」して授業を受ける方法であり、大学通信教育においては「印刷教材等による授業」と並び、もっとも伝統的な教育方法であるともいえる。しかし一口に「面接」といっても、今日では様々な方式が存在している。本稿の分析において明らかとなった様々な方式とその「軸」とについては、次節以降に後述する。

第二に考えられるのは、「メディアを利用して行う授業」⁽¹⁵⁾である。『2022 大学通信教育ガイド 大学・短大編』（公益財団法人私立大学通信教育協会 2021）では「メディアスクーリング」（法政大学）、「オンラインスクーリング」（中央大学、玉川大学、産業能率大学ほか）、「Web ライブスクーリング」（星槎大学）など、メディア授業を指して「スクーリング」と表現している大学は多い。またこれらには「平成13年文部科学省告示第51号（大学設置基準第二十五条第二項の規定に基づく大学が履修させることができる授業等）」（以下、「メディア授業告示」）第2号に示される、いわゆる「オンデマンド型」のものも含まれる。前掲書においては「オンデマンド（型）スクーリング」（中央大学、創価

大学、東北福祉大学ほか)、「エニタイムスクーリング」(日本女子大学)といった表記が見受けられる。

第三はこれら「面接授業」や「メディア授業」に他の授業の方法を組み合わせた、大学通信教育設置基準上でいうところの「これらの併用により行うもの(授業)」⁽¹⁶⁾である。前掲書においては面接授業と印刷教材等による授業とを組み合わせた「テキストスクーリング」(東京未来大学)、メディア授業と面接授業とを組み合わせた「ブレンディッドスクーリング」(玉川大学)などが挙げられている。

このほか、「ビデオ・スクーリング」(東北福祉大学)⁽¹⁷⁾のように、「放送授業」を指して「スクーリング」と称している大学もある。

このように「スクーリング」とは、法制度的な観点からみても、今やその方法は多種多様に考えられるわけである。

3、スクーリングの実施形態の類型

前節の法制度上における「授業の方法」の考え方を基に、実際の「スクーリング」の実施形態を類型化したのが、以下である。本稿では私立大学通信教育協会の「面接授業」の分類の仕方を前提にしているが、分析を進めていく中で、その分類においては①時間と②時期(期間)、さらには③場所という「軸」が混在していることが明らかになった。

さらにいえば、この三つの軸のみでは「スクーリング」の実態形態を詳細に把握し、その全体を捉えようとする際には的確さを欠く。なぜなら、私立大学通信教育協会は「面接授業」を差して「スクーリング」と表記しているが、実態としても、また同資料の各大学の紹介ページにおいても、「メディアを利用した授業」、ならびにこれらを「併用」した授業についても「スクーリング」として位置付けられている現実があるためである。

そこで本稿では、私立大学通信教育協会の「面接授業」の分類と実際の「スクーリング」との差異を解消するため、新たにメディア授業の観点による④同期性と⑤授業方法の併用という軸を加えて類型化をする。こうした前提に立ち、各類型の特徴と実態的な背景について考察しながら述べていく。なお各実施形態においては、軸ごとに一部重複する部分もあるという点を予め述べておく。

3.1 「時間」からみた面接スクーリング

(1) 昼間型スクーリング

「ある期間にわたり昼間に通学するもの」(公益財団法人私立大学通信教育協会 2021:16)とされている。日本大学では「火曜～金曜日に1日5時限の時間割を組み、1講座90分授業を前期・後期に開催されます。」(公益財団法人私立大学通信教育協会 2021:40)としている。また私立大学通信教育協会の説明によれば「夏期スクーリング」等もここに含まれるとされているが、本稿ではこれらものについては「時期」による区分として後述する。

(2) 夜間型スクーリング

通学課程の大学には「夜間学部(夜学)」が存在している。それと同様に、在職の社会人学生をはじめとする多様な背景を持つ学生の時間的な需要に応えるのがこの方式といえる。慶應義塾大学は「10月初旬から曜日ごとに12週、午後6時20分から8時5分まで行われ、各曜日1科目2単位を限度として最高10単位まで履修可能です」(公益財団法人私立大学通信教育協会 2021:37)としている。

ところで後述の「通年型」は「通学課程の授業を受講する方法」(公益財団法人私立大学通信教育

協会 2021：16）とされているが、一部の大学通信教育実施校には通学課程の夜間学部（二部等）が存在する大学（日本大学、聖徳大学）もある。こうした通学の夜間学部の授業を、通信教育課程の学生が履修できるケースが存在するかどうかに関しては、今回は明らかにすることができなかった。

3.2 「時期」からみた面接スクーリング

(1) 通年型スクーリング

通学課程の授業形態と同様か、それに近いのがこの方式である。「1年を通して大学に通学して通学課程の授業を受講する方法」（公益財団法人私立大学通信教育協会 2021：16）とされている。日本女子大学は「通学科目スクーリング」として「通学課程の一部の授業を通信教育課程の学生にも開放しています。受講条件を満たした学生を審査し、受講の可否を決定します。」（公益財団法人私立大学通信教育協会 2021：39）と通学課程の授業を受講できる制度を実施している。こうした事例は中央大学にも同様のものがあり、併設型の伝統的な大学通信教育実施校⁽¹⁸⁾ならではの方式といえる。

(2) 特定時期型スクーリング

私立大学通信教育協会によると「春期・秋期・冬期などに行う大学・短期大学もあります。夏期スクーリングは、7月下旬から8月下旬までの3～5週間を大学のキャンパスに通学して行われます。」（公益財団法人私立大学通信教育協会 2021：16）とされている。大学通信教育においてはもっとも伝統的な面接スクーリングの方式⁽¹⁹⁾で、「スクーリング」と聞いて、通信教育経験者がまず想起するのも、この方式ではないだろうか。いわゆる「集中講義」もここには含まれる。

またこれらに加え、「ゴールドデンウィークスクーリング」（法政大学）、「2月スクーリング」（玉川大学、明星大学）など、通学課程の授業が行われていない時期に面接スクーリングを行っている事例からは、在職の学修者側への配慮というだけではなく、通学課程との兼任者が多い教員組織（大学側）の事情も垣間見える。こうした背景にも、設置形態の在り方との関連性が見て取れる。

このほか「土曜（日曜・土日・週末）スクーリング」（慶應義塾大学、日本女子大学、玉川大学、愛知産業大学、帝京平成大学ほか）が多く、多くの大学で実施されている点からは、特に大学通信教育で学ぶ社会人学生からの高い需要があることが窺える。

3.3 「場所」からみた面接スクーリング

面接授業としてのスクーリングにおいては、時間や時期のほか、「場所」という概念も重要となってくる。スクーリングの「場所」の制度変化に関しては石原ほか（2016：67-70）の説明に譲ることとするが、今日の実態をみると、様々な「場所」が存在していることがわかる。

(1) 本校キャンパス型スクーリング

学修者が通信教育課程を置くキャンパスに足を運び、授業を受けるのがこの方式である。スクーリングの受講「場所」としては、こちらをもっとも伝統的なものとなる。大学のキャンパスに比較的近い地域に在住の学修者にとっては通いやすい反面、遠方に在住する学修者にとっては「通学」の負担が大きくなるという側面もある。小暮らの研究によると、大学通信教育への進学動向において、進学先の大学に近い土地に在住する学修者が多いのには、このような「(面接)スクーリングの通いやすさ」理由も一因（小暮ほか 2019：72-73）とされている。こうした負担を解消するため、多くの場合は鉄道利用に際して「学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）」⁽²⁰⁾が発行される。またスクーリング期間

中の宿泊施設に関しても「スクーリングに出席するために宿舎を必要とする方には、各大学・短期大学が適切な宿泊施設を紹介しています。」（公益財団法人私立大学通信教育協会 2021：16）と、大学によっては斡旋を行っていることも紹介されている。

(2) 本校外キャンパス型スクーリング

大学によっては複数のキャンパスを有するところもある。特に併設型の伝統校のように、戦前や戦中期以前からの歴史を有する大規模大学や、経営規模の比較的大きな法人が設置する大学などには、こうした傾向が見受けられる。そうした通信教育課程を置くキャンパス以外での面接スクーリングを行うものがこの方式である。また独立型の通信制大学でも、たとえば放送大学や星槎大学のように全国に「学習センター」を有するものや、東京や大阪などの大都市圏に「サテライトキャンパス」を有する日本福祉大学（東京サテライト）や京都芸術大学（大阪サテライト）などの例もある。ほかにも、通信制高校を中心に法人が系列各学校を有している大学には、そうした各学校の校舎や学習センター等を本校外キャンパスとして利用しているもの⁽²¹⁾がある。

(3) 特設会場型スクーリング

「地方・学外・会場スクーリング」（日本大学、日本福祉大学、東北福祉大学ほか）などと称されるケースに多いのが、各地方で「特設会場」を設けて、そこでスクーリングを行う方式である。こうした特設会場型のスクーリングは、主に交通の利便性が高い主要都市圏で行われることが多い。以下は『2022 大学通信教育ガイド 大学・短大編』（公益財団法人私立大学通信教育協会 2021：18-21）に記載されている「都道府県外スクーリング開催地一覧」の大学ごと開催地をまとめたものである。

表1 「都道府県外スクーリング開催地一覧」（2021年度実績）

法政大学（東京）
慶應義塾大学（東京、神奈川、大阪）
日本大学（北海道、宮城、東京、岐阜、愛知、京都、福岡）
佛教大学（京都、福岡）
近畿大学（北海道、宮城、東京、福井、愛知、兵庫、岡山、広島、香川、福岡、沖縄、海外）
産業能率大学（東京、大阪）
愛知産業大学（東京、愛知、大阪、愛媛、福岡）
京都芸術大学（東京、神奈川、長野、滋賀、京都、大阪）
北海道情報大学（北海道、秋田、東京、新潟、愛知、大阪、広島、福岡、大分、鹿児島、沖縄）
大阪芸術大学（東京、大阪）
日本福祉大学（北海道、埼玉、東京、神奈川、富山、石川、長野、静岡、愛知、大阪、兵庫、岡山、広島、香川、福岡、沖縄）
武蔵野美術大学（北海道、東京、大阪、福岡）
東北福祉大学（北海道、岩手、東京、新潟）
中部学院大学（石川、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、大阪）
東京福祉大学（群馬、東京、愛知）
星槎大学（北海道、埼玉、東京、神奈川、愛知、京都、大阪、兵庫、福岡、宮崎、鹿児島、沖縄）
帝京大学（東京）
姫路大学（茨城、大阪、熊本）
九州保健福祉大学（岡山、福岡、熊本、宮崎、鹿児島）
環太平洋大学（千葉、神奈川）
早稲田大学（埼玉、東京、京都、大阪、岡山、福岡）
大手前大学（北海道、宮城、東京、愛知、岡山、福岡）

出典：『2022 大学通信教育ガイド 大学・短大編』（公益財団法人私立大学通信教育協会 2021：18-21）を基に筆者作成

たとえば法政大学は東京に本校を置く大学であるが、この一覧には東京のみが掲載されている。これは新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大（以下、コロナ禍）の影響による地方スクーリングの中止によるもので、本来は「札幌・仙台・名古屋・大阪・福岡」で開催している旨が同書には記載されている。2020年度以降のデータに関してはこうした事例と同様に、コロナ禍の影響も考慮して見る必要がある。また上記一覧には記載がなくとも、帝京大学のように「教育実習指導」や「教職実践演習」のみは宇都宮キャンパスで行う、という事例も見受けられる。

さらにスクーリングのみならず、単位修得試験に関してもこれらと同様に「特設会場」で実施するケースも多くある。放送大学の場合もコロナ禍以前には、たとえば渋谷学習センター所属の学生⁽²²⁾については、原則として単位修得試験はセンターの近所の道玄坂に位置する「新大宗ビル FORUM8（フォーラムエイト）」が受験会場となっていた。

3.4 「同期性」からみたメディアスクーリング

メディア授業による「スクーリング」に関していえば、前節においても触れた「メディア授業告示」の考え方が基本となる。すなわち、告示第1号に基づくライブ配信による「同時双方向型（テレビ会議方式型等）」（同期型）か、告示第2号の「オンデマンド型⁽²³⁾」（非同期型）か、という区分である。

(1) 同期型

「同時かつ双方向」で、面接授業に相当する内容を配信し、学修者がこれを受講する方式である。制度初期には通信衛星や光ファイバを用い、本節でも触れた複数のキャンパスを有する大学で、相互のキャンパス間の教室を繋ぐという「通学課程」の授業方式として登場したが、のちの改正によりインターネットを利用した告示第2号による「オンデマンド型」（非同期型）方式が登場する。さらに、当時のインターネット技術の発展や配信プラットフォーム、LMS（学習管理システム、Learning Management System）の開発・改善等により、インターネット利用においてもライブ双方向配信の技術が確立することにより告示第1号の「同時双方向型（テレビ会議方式型等）」メディア授業の実施が可能となった。

授業時間や時期に関しては、通学課程の大学に準じて各期に時間割が定められ、面接スクーリングにおける「通年型」に相当するケース（八洲学園大学）や、週末や夏期・冬期など特定の時期に授業を行うケース（星槎大学における「Web ライブスクーリング」、ほか多数）などが挙げられる。

(2) 非同期型

メディア授業告示第2号に基づく、「オンデマンド型」（非同期型）方式である。学修者は予め収録された映像等を視聴することにより学修を進めるが、この際、「指導補助者が教室等以外の場所において学生等に対面すること」または「当該授業を行う教員若しくは指導補助者が当該授業の終了後すみやかにインターネットその他の適切な方法を利用すること」によって、「設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せ行う」必要がある点が、メディア授業告示第2号には定められている。加えて「当該授業に関する学生等の意見の交換の機会が確保されている」ことも必要となる。

「時間」や「時期」という軸でこれを考えると、1回の時間が通常の授業時間（90～100分）に相当するケースもあれば、東京通信大学⁽²⁴⁾のように、1コマ分を1回15分の映像4本に小テストを加えた形で配信をしているケースもみられる。時期も、半年かそれに近い期間中にいつでも視聴が可能

なケースや、各回の視聴期間が定められて配信が行われるケースなど、大学毎によって違いがある。

またメディア授業ではないが、前項で触れたように、予め録画した講義を別の日程・会場で受講する授業を「ビデオ・スクーリング」と称する東北福祉大学のような事例も見受けられる。これは法規上においては「放送授業」という扱いになる（注17参照）ようだが、「同期性」という観点からみれば、これも一種の「非同期型」のスクーリング⁽²⁵⁾とみなすことができる。

3.5 「場所」からみたメディアスクーリング

メディア授業においても受講「場所」については考察する必要がある。この点に関しては、制度の変化と情報通信技術の発展という過程において、その範囲は拡大を続けたといえるが、「令和2年度における大学等の授業の開始等について（通知）（令和2年3月24日）」（文部科学省2020-3）、さらにはその翌月の「大学等における学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係るQ&Aの送付について（4月21日時点）」（文部科学省2020-4）における「取扱いの明確化」により、同期型（告示第1号）・非同期型（告示第2号）の別を問わず、メディア授業の「自宅受講・配信」は認められるという、文部科学省（国）の解釈が正式に示されたことになる。このメディア授業における受講「場所」の範囲と、その取扱いが明確化するまでの過程の解釈には諸説ある⁽²⁶⁾ため、本稿においては、現時点での法令（メディア授業告示、ならびに文部科学省からの一連の通知等）解釈の通り、「授業を行う教室」（先述の「本校キャンパス」、「本校外キャンパス」、「特設会場」）と「教室等以外の場所」（自宅等）と理解するに留めたい。

3.6 「面接」、「メディア」と他の授業方法とを併せ行うスクーリング（併用スクーリング）

前述のように、大学通信教育設置基準においては、授業の方法を組み合わせる「併せ行う」ことも可能とされている。

(1) 印刷教材等による授業と組み合わせたスクーリング

印刷教材等による授業とスクーリング（面接またはメディア）とを組み合わせる方式である。大学通信教育においては比較的好くみられるケースといえる。印刷教材等（教科書）やレポート添削による学修では指導し難い部分を「スクーリング」で補うことで、教育の質の向上が期待できる。

(2) 面接授業とメディア授業とを組み合わせるスクーリング

コロナ禍以後、特に通学課程の大学においても普及が拡大した⁽²⁷⁾のが、この方式である。大学通信教育においては、玉川大学のように、約1か月間のメディア授業（動画）視聴期間の後に2日間の面接授業が組み合わされているケース⁽²⁸⁾もあれば、八洲学園大学のように、メディア授業を行っている教室に直接来校し「面接授業」として受けることもできるというケース⁽²⁹⁾も存在する。

(3) 「同期型」と「非同期型」とを組み合わせるメディアスクーリング

メディア授業とその他の授業方法とを併用することができる以上、同期型（告示第1号）と非同期型（告示第2号）のメディア授業を組み合わせることも、これは当然ながら可能⁽³⁰⁾といえる。田口も「なお、ハイフレックス型授業を実施したうえで、その録画ビデオを転用して「オンデマンド型授業」を別途、提供することは可能である。」（田口2020:69）と、メディア授業のみを指しているわけではないが、同様のケースについて言及⁽³¹⁾をしている。

(4) コロナ禍対策のための「特例的な措置」として実施される「遠隔授業等」によるスクーリング
鈴木（2021）が指摘（注15参照）したように、コロナ禍を契機として、時限的な措置とはいえ「遠隔授業等」という、新たな授業形態が生まれてしまった。この措置は通学課程の大学にのみ限定されるものではないため、大学通信教育においてもこの方式によって「スクーリング」授業の卒業要件単位数を充足することは可能なはずである。ただしこれまでに見てきたように、そもそも大学通信教育においては様々な方法で「スクーリング」を行うことは可能であることから、あえてこの方式を積極的に利用する必要性はなかった⁽³²⁾ともいえる。

3.7 スクーリングの実施形態のまとめ

これまでみてきた「スクーリング」の類型を、授業方法の可否という観点からみると、以下のよう
にまとめられる。

表2 スクーリングの実施形態と授業の方法との関係

時間・時期・場所		時間区分		時期区分		場所区分			
		昼間	夜間	通年	特定 時期	本校	本校外	特設 会場	自宅等
面接授業	同期	○							※1
	非同期	×							
メディア授業1号	同期		○			併用2		○	
メディア授業2号 ・放送（ビデオ）	非同期	○							
併用1（印刷授業+面接またはメディア）	同期	○							※2
	非同期	○							
併用2 分散型 （面接授業+メディア授業1号）	同期	○							
	非同期	×							
併用3 ブレンド型 （面接授業+メディア授業2号）	同期	○							
	非同期	○							
併用4 分散ブレンド型 （面接授業+メディア授業1号+2号）	同期	○							
	非同期	○							
併用5 メディア授業 （1号+2号）	同期	○							
	非同期	○							
併用6 特例措置 （遠隔授業等）	同期	○							
	非同期	○							

○該当 ×該当せず ※1 自宅以外の場合該当の可能性有 ※2 メディア授業の場合可

4、総括的考察

4.1 スクーリングの類型化を通じて見えた傾向

本稿では、従来の面接スクーリングにおける①時間、②時期（期間）、③場所という分類に、新たに④同期性、⑤授業方法の併用というメディアスクーリングの視点による軸を加えることで、実態に即した「スクーリング」の類型化を行ってきた。これら多様なスクーリングの実態からは、単に実施形態としての区分が増えたというだけではなく、大学通信教育における「教育の質」そのものが変わりつつあるということが窺える。

また各類型を整理していく過程で見えてきた「傾向」においては、教育のICT化という観点から学費と教育サービスとの変化を調査した先行研究（西村 2015）において指摘されている点とも、多くの点で符合⁽³³⁾していることが判明した。

たとえば「時期」で見れば、「特定時期」に集中して面接（またはメディア）スクーリングを行っているというのは、伝統校や比較的新興のeラーニングを売りにしている大学等に共通するが、通学課程に併設される伝統校では、通学課程の授業期間に被らない時期に行う大学が見受けられるという点である。他方、「通年型」の面接スクーリングに関しては、伝統校では通学課程との「併修」（単位互換）が多く、新興校では「同期型」かつ「面接授業との併用」によるメディアスクーリングを主体に行っている大学があるということも判った。

さらには大学を設置する学校法人の経営規模といった要因も、こうした方式の違いに影響を与えていることは明らかである。大都市圏に拠点となるキャンパスや系列校の校舎を複数有する大学や、毎年各主要都市で「特設会場」を設けて地方スクーリングを実施している大学は、比較的法人の経営規模が大きいということも、今回の調査からは強く推察された。

4.2 多様化する「スクーリング」から見える、新たな「通信教育観」

これまでのスクーリングに関する分類では、多様化した今日の実態を把握しきれていなかった。またそもそも、スクーリングの実態に関する研究自体も殆どされてこなかったという現実がある。こうした問題の根底には、大学「通信教育」であるにもかかわらず、「通信教育」の方法ではない「スクーリング」という教育方法に頼らざるを得なかったという「スクーリング観」がある。このような二項対立的な捉え方を象徴するのが「矛盾」（鈴木 2008：81、注2参照）という表現であり、また「通信教育の弱点をスクーリングによってカバーしている」（同）という従来のスクーリング観⁽³⁴⁾であった。

しかし、そのような制度論的な問題意識からは「矛盾」に見える点も、その背後にある大学通信教育実施各校の「教育観」やスクーリング実施方式の「選好」という観点からみれば、それは必ずしも「矛盾」とはいえないのではないだろうか。むしろ、多様なスクーリングの実態には、各大学の人材育成観（三ポリシーや建学の精神等）を達成するための必然的選択が「選好」として表れている可能性があるということが、本稿での検討からは見えてきた。こうした様々な実施方式からは、最新の教育工学の成果を活かし、教育効果を高めるために戦略的に活用していこうという、大学通信教育の最前線の新たな「通信教育観」を見出すことができる。

またコロナ禍以後に一層の複雑化をみせた「メディア授業」と、その「併用型」のスクーリング形態からは、今後さらに新しいスクーリングの実施形態が出現する可能性も感じさせる。このように、大学における通信・遠隔教育が今後より複雑化・高度化をしてゆくことが予想される状況においては、教育の質保証という観点からも、教員の研修のみならず、高度な知識・技術を備えた「学修支援専門

職」の養成が必要不可欠となることは、もはや明らかである。こうした点においても、「通信」と「通学」という二つの大学の在り方の教育方法における結節点ともいえる「スクーリング」を整理した本稿が、今後の研究における基礎的な資料になることを期待している。

5、結論と今後の課題 ～望ましい学修支援専門職養成を見据えて～

本稿の結論をまとめると、以下のようになる。

(1) これまで混然と分類されていた大学通信教育の「スクーリング」について、今日の実態から「実施形態」という観点で類型化を行った。その結果、とりわけ「メディア授業」とその「併用」により行われるスクーリングを中心に多様化している状況を、①時間、②時期（期間）、③場所、④同期性、⑤授業方法の併用という軸で整理した。

(2) 整理していく中で、伝統校や新興校、大学（学校）法人の経営規模や系列校の有無といった、実施校ごとの違いが、それぞれの実施方式の違いとその選好という傾向に表出していることが明らかとなった。

しかし、本稿の限界もある。それは各大学の「建学の精神」や「三ポリシー」、さらに言えば、通信教育について各大学が考える「教育観」が、こうした実施形態の違いにどのような影響を与えているのか、という部分が具体的には見えてこなかった点である。このような部分には、大学の経営規模やICTの導入状況といった要因だけではなく、各大学の成り立ちや歴史、また通信教育を導入した動機や経緯（教育の機会均等、専門資格養成、社会人教育や生涯学習等）なども深く関わっている。こうした点を解明するためには、ミクロレベルのより詳細な調査分析が必要といえる。

さらに先述のとおり「スクーリング」のみならず、今後の大学通信・遠隔教育全般においては「学修支援」の在り方と高度専門職の養成とが、ますます重要となりつつある。今回参照した資料においても、各大学の学修支援体制について断片的に記載されてはいたものの、実際に各大学がどのように支援を行い、どういった「学修支援専門職」を配置しているのかという点については、そのすべてが明らかにされているとは言い難い。また今回は学士課程に着目したが、短期大学や大学院における状況にも目を向ける必要がある。こうした点を解明するためには、別の調査を行う必要がある。

これらの点に関しては、今後の課題として引き続き研究に取り組んでゆきたい。

付記

本稿は一般財団法人放送大学教育振興会の助成（2022年度助成金、研究事業名「大学通信・遠隔教育における学修支援専門職養成ガイドブックの開発：FD・SDの観点から（2-1）」）を受けた研究成果の一部であることを付記する。

注

(1) 本稿においては「スクーリング」を、大学通信教育設置基準第6条第2項に規定される卒業要件単位としての「面接授業又はメディアを利用して行う授業」、およびこれらを併用する授業を表す用語として扱う。こうした取り扱いの実例については本文3を参照されたい。「スクーリング」が意味する語義とその変遷については本文1に示した鈴木（2017）に詳しい。

(2) 「戦後日本の大学制度において、通信教育は一つの教育方法である以前に、いわゆる「通信制」の大学という、当時としては日本独自の教育制度であった。それは、一方では、通信教育なのにスクーリング（面接授業）が義務づけられるという矛盾、もう一方では、自学自習にもっぱら依存する通信教育の弱点をスクーリングによってカバーしているという現実を抱えながら、「通信教育」に「スクーリング」をプラスすることによって大卒資格が得られる「正規の課程」として位置づけられてきた。」（鈴木 2008：81）

(3) たとえば日本福祉大学福祉経営学部は、通信による教育を行う学部のみを置く、独立通信の学部である。

(4) 放送大学、星槎大学、八洲学園大学などがこれにあたる。なお学部（学士課程）としてみればこれらは通信による教育を行う学部のみを置く大学であるが、放送大学には大学院文化科学研究科（修士課程、博士後期課程）が、星槎大学には通信教育課程の教育学研究科（修士課程、博士後期課程）のほか、株式会社立（株式会社栄光）の大学院大学であった日本教育大学院大学の流れを汲む、通学課程の教育実践研究科（専門職学位課程）がそれぞれ存在している。また短期大学通信教育では、自由が丘産能短期大学が2015年より通信教育課程のみを設置する短大となっている。

(5) 「構造改革特区は2002年に制度化、2003年から実施された。このうち、特例措置番号816の制度では株式会社立大学・大学院を設置できるようになり、特例措置番号832ではインターネット大学・大学院を設置できるようになった。これにより、インターネット大学ができたほか、株式会社立大学において通信制の学部が開設されている。」（石原 2021：44）

(6) 鈴木（2005）の時点で、インターネットを利用した大阪芸術大学の事例が取り上げられている。

(7) 石原ほか（2019）、小暮ほか（2019）、寺尾・山鹿（2019）、石原（2021）は、大学通信教育が人口増減や進学率上昇といった社会の影響を受けながら、学生の年齢層や学歴、職業、入学動機、さらには地域選好などが、時代ごとに変化している実態を、それぞれ明らかにしている。

(8) 「平成10年ならびに13年の大学設置基準等の改正により、大学等の授業の方法はかなり緩やかなものとなった。（略）通信教育課程では、メディア授業と面接授業はまったく同等に扱われ、面接授業は卒業の絶対的要件ではなくなった。」（鈴木 2013：81）とあるように、少なくとも今日の大学通信教育の制度上においては、メディア授業も「スクーリング」の一部を成すものとみなすことができる。本稿における「スクーリング」の解釈（注1参照）は、こうした考えを基にしている。

(9) しかしそれにより「大学通信教育は、その内部に教育・学習の自由性と「スクーリング」という相反する二つの要素を抱え込むことになった。だが、それゆえに、大学通信教育は実際的困難と原理的矛盾という新たな問題を招喚してしまう。（略）構造的問題の改善や、そこでの教育・学習行為の正当性や真正性に対する疑惑の解消を、「スクーリング」という存在に求めること自体が、原理的に言えば、教育・学習の自由を標榜する大学通信教育の自己矛盾である」（古壕 2012：143）と、「スクーリング」という教育方法が生み出した新たな問題点についても指摘している。

(10) 過去に大学通信教育ならびにスクーリングの歴史的な変遷（鈴木 1999、2002）についてま

とめている鈴木がこの発言にこそ、今日の「スクーリング」が多様化している実態が表出している。

(11) それまでの研究協議会発表集録的な性格であった『研究集録』は、2010年以降に研究紀要としての性格を持つ『研究論集』に刷新された。なおその際、冊子タイトルには「和暦（元号+年度）」が冠されることとなったが、この学会の論集は原則として翌年度に発行されるため、たとえば「令和4年度」と表記のある論集は2023（令和5）年発行のものとなる。そのためか、NII 学術情報ナビゲータ「Cinii」（国立情報学研究所）に掲載されている『研究論集』以後の論文等の発行年は、西暦表記が前年に1年ずれているものが多い。

(12) この中には高校通信教育や社会通信教育に関するものも含まれる。

(13) 伝統的な大学通信教育実施校（併設型の大学通信教育）においては、教育方法や学生層に違いがあるにもかかわらず、通学課程と通信教育課程とでディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）を同一記述にせざるを得ないという現状がある。石原らは、この問題点について考察を行っている。（石原ほか 2018）

(14) 「平成13年文部科学省告示第51号（大学設置基準第25条第2項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業等について定める件）等の一部改正（平成19年文部科学省告示第114号）」においても、改正後には「指導補助者」の文言が明文化されている。

(15) 本稿においては基本的に、法令上の最短縮形である「メディアを利用して行う授業」またはそれをさらに短縮した「メディア授業」という表記に統一している。この「メディアを利用して行う授業」の名称問題について鈴木は「候補はあまりにも多い（略）乱立状態に拍車をかけている。制度の普及、発展にとって、用語の不統一は好ましいことではない。」（鈴木 2021：6）と、厳しく指摘している。またコロナ禍対策のための「特例的な措置」として実施される「遠隔授業」についても、文部科学省の見解から「（本来の）遠隔授業と遠隔授業等」という「2つの遠隔授業」ができてしまったことについて言及をしている（鈴木 2021：7-8）。「遠隔授業等」に関しては、本文3.6を参照のこと。

(16) 田口は2020年以降のコロナ禍の影響により通学課程において導入が進んだ「オンラインと対面を組み合わせたハイブリッド型授業」について、「ハイフレックス型」、「分散型」、「ブレンド型」など、その形態がさらに多様化・複雑化している状況について考察を行っている。（田口 2020）

(17) 「法規上「放送授業」となります。卒業要件のスクーリング単位に算入できるビデオ・スクーリング受講によるスクーリング単位は10単位分までです」（東北福祉大学通信教育部「スクーリングとは」<https://www.tfu.ac.jp/tushin/tebiki17/04/18/index.html>）

(18) スクーリングの実施形態ではないが、慶應義塾大学や玉川大学などの大学通信教育伝統校においては、通信教育課程から通学課程への「転籍制度」も存在している。

(19) この方式の制度的な変遷と時間数やスクーリング場所の変化に関しては、石原ほか（2016）に詳しい。

(20) 法政大学通信教育部「各種証明書・変更届・申請手続」

（<https://www.tsukyo.hosei.ac.jp/appli/shinsei/gakuwari.html>）参照。ただし科目等履修生などの場合は対象外とされるほか、学割証の有効期限もスクーリングの期間前後までに限定される。

(21) たとえば、星槎大学の札幌学習センターは星槎国際高等学校の本部校である。

(22) 筆者（山鹿）は2017年度以降、断続的に科目等履修生として放送大学に在学し、実際に単位修得試験を受験している。

(23) 文部科学省による資料（「大学における多様なメディアを高度に利用した授業について」https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/043/siryu/_icsFiles/afieldfile/2018/09/10/1

409011_6.pdf）等では、オンデマンド型に「インターネット配信方式等」という文言が付記される場合が多く見受けられる。しかし現在では「同時双方向型」のいわゆるライブ配信方式においてもインターネットを利用するのが主流となっているため、このような表記の仕方は、今日となつては不適当な説明の仕方になってしまっているといえる。こうした背景には、元々メディア授業（遠隔授業）が「通信衛星や光ファイバ」を利用する前提で制度化され、のち（2001年）の改正で「インターネット利用」が加わったという経緯がある。eラーニングによる学修により、「通学不要」で大学卒業や各種資格取得を目指せる「日本初」のインターネット大学を称する八洲学園大学が開学するのは、それより3年近く後の2004年になつてのことである。

(24) 公式ウェブサイトのページタイトルが「通信制大学ならスキマ時間にオンライン受講【東京通信大学】公式」（<https://www.internet.ac.jp>）とされているように、この大学はスマートフォン等による映像視聴（学修）を主としている。

(25) 東北福祉大学には「オンデマンド・スクーリング（在宅受講型）」として、インターネットを活用した非同期型のメディア授業も存在している（注17で示したページを参照）。そのため、なぜ、あえて同様の形態の授業を会場に「来校（集合）」させて行く必要があるのかという点については一考の余地がある。近い事例として、放送大学の放送授業は「年間番組表」という「時間割」に基づいて定められているが、放送大学学生専用サイト「システムWAKABA」では原則、すべての放送授業の番組をネット配信しており、いつでも好きな時間に視聴することができる（放送大学「放送授業」<https://www.ouj.ac.jp/reasons-to-choose-us/anytime-anyone-can-learn-freely/tv-radio-internet/>）。

「授業の方法」という観点でいえば、「主として放送その他これに準ずるものの視聴により学修」し、「添削等による指導を併せ行う」（大学通信教育設置基準）点は同じであるため、本来であれば、わざわざ会場に「来校（集合）」させる必要はない。この授業方式を「スクーリング」と称し、受講生を視聴のためにあえて「来校（集合）」させている点にこそ、この大学に内在する「スクーリング観」、ひいては（通信教育への）「教育観」を見出す糸口があるといえるのではないだろうか。

(26) コロナ禍以前のメディアを利用した授業の（受講・配信）「場所」に関しては、通信教育研究者間でも見解の相違がある。このメディア授業の「場所」に関する制度的な考察については、別稿で改めて行うこととしたい。

(27) 注15で示した鈴木（2021）や、注16で示した田口（2020）に詳しい。

(28) 田口（2020：68-70）による分類でいうところの「ブレンド型」。

(29) 田口（2020：68-70）による分類でいうところの「分散型」。また科目等によっては、さらにこれに「ハイフレックス型」を組み合わせたケースも考えられる。本文で触れた八洲学園大学におけるスクーリング授業の多くは、「面接授業」と「メディア授業」との「併用型」であると同時に、「同期型」（告示第1号）のメディア授業と「非同期型」（告示第2号）のメディア授業とを併用した授業形態でもある。

(30) この点について鈴木は「また、同期性については、どこまでを「同時」と見なしていいのかという問題がある。「生放送（ライブ）」といっても、インターネットはもちろん、地上デジタル放送でも数秒は遅れるといわれている。通信制の大学の中には、「メディア授業告示第1号」に相当する授業を録画・配信し、その日のうちに視聴して感想レポートを提出することで出席を認めているケースがある。これは、「その日のうち」であれば「同時」という解釈に基づく措置のようであるが、グレーゾーンといえる。」（鈴木 2019：22-23）という指摘をしているが、これは告示第1号の「同期型」のみによるメディア授業として考えた場合の話である。告示第2号の「非同期型」との「併用として

行う授業」の場合であれば、この指摘は当たらない。

(31) ただし、「その際、オンデマンド型授業としても成立させるためには、毎回の授業の実施に当たって「十分な指導」を併せ行うことと「当該授業に関する学生等の意見の交換の機会が確保されていること」が大学設置基準で必要とされていることから、学生とのインタラクションの機会を保障し別途課題を課すなど、さらに教員が手を加える必要があることに留意しなければならない。授業を欠席した学生への「補講」の扱いであれば、録画ビデオの提供だけでも問題はないかもしれないが、その場合は学生の出席回数が問題となってくるであろう。」（田口 2020：69）とも指摘をしている。

(32) 実際にこうした特例措置によるスクーリングを行っていた大学通信教育実施校があったのかという点に関しては、今回の調査からは明らかにすることはできなかった。

(33) 新興校には面接スクーリングが少ないことや、伝統校は母体の大学のスケールメリットを利用して面接スクーリングを重視していることなど、「学費」という観点からみても、本稿で見てきた傾向と共通する部分が多い。

(34) そうした見方は、大学通信教育の設置形態では「併設」、授業の方法では「併用」という、制度的な用語からも見て取ることができる。

引用・参考文献等一覧

石原朗子・小林建太郎・鈴木克夫（2016）「大学通信教育のスクーリング実施の変化とその要因に関する考察 一大規模文系大学 A 大学の事例をもとに」『佛教大学総合研究所共同研究成果報告論文集』（第2号）佛教大学総合研究所：65-80.

石原朗子・小暮克哉・鈴木克夫（2018）「ディプロマ・ポリシーに見る大学通信教育の現状と課題 一通学制との比較から」日本高等教育学会 第21回大会.

石原朗子・小暮克哉・山鹿貴史（2019）「誰が大学通信教育に学ぶのか 一入学者の変化に見る高等教育と社会」『大学アドミニストレーション研究』（第9号）桜美林大学大学院大学アドミニストレーション研究科：1-14.

石原朗子・山鹿貴史・小暮克哉（2019）「学校通信教育の研究動向に関する研究 一教育的主題の変化に基づく高校・大学の包括的理解」『平成30年度 日本通信教育学会 研究論集』日本通信教育学会：30-45.

石原朗子（2021）「通信制大学・短大への進学動向に関する考察 一高校新卒者に焦点を当てて」『令和2年度 日本通信教育学会 研究論集』日本通信教育学会：31-50.

公益財団法人私立大学通信教育協会 <https://www.uce.or.jp/>

公益財団法人私立大学通信教育協会（2016）『メディアを利用して行う授業に関するガイドライン 一趣旨と説明図、本文一』 https://www.uce.or.jp/pdf/media_guidelines20160407.pdf

公益財団法人私立大学通信教育協会（2021）『2022 大学通信教育ガイド 大学・短大編』 https://www.uce.or.jp/uni_e_book/

小暮克哉・石原朗子・山鹿貴史（2019）「大学通信教育の進学行動における地域選好に関する一考察」『大学アドミニストレーション研究』（第9号）桜美林大学大学院大学アドミニストレーション研究科：67-77.

古壕典洋（2012）「制度創設期における大学通信教育の性質についての考察 一「スクーリング」という存在を手がかりに」『東京大学大学院教育学研究科紀要』（53巻）東京大学大学院教育学研究

科：135-144.

- 鈴木克夫（1999）「50年の歩み～概観」『大学通信教育 50周年記念 50年の歩み—明日をめざす大学通信教育—』財団法人私立大学通信教育協会：14-51.
- 鈴木克夫（2002）「大学通信教育と「スクーリング」」『大学時報』（No.287）日本私立大学連盟：88-91.
- 鈴木克夫（2005）「インターネットで音楽教育 —大阪芸術大学通信教育部音楽学科—」吉田文・田口真奈 編著『模索される e ラーニング —事例と研究データに見る大学の未来—』東信堂：277-290.
- 鈴木克夫（2008）「遠隔高等教育の日本的構造 —「通信制」と「通学」制の区分の在り方を中心に—」『大学教育研究 2007年度』桜美林大学大学教育研究所：81-95.
- 鈴木克夫（2013）「構造改革特区 832 全国展開の是非を問う」『平成 24 年度 日本通信教育学会 研究論集』日本通信教育学会：77-83.
- 鈴木克夫（2017）「「スクーリング」とは何か —辞書から読み解く通信教育の戦後史—」『平成 28 年度 日本通信教育学会 研究論集』日本通信教育学会：35-51.
- 鈴木克夫（2019）「検証 メディア授業告示 —ICT 活用教育の普及と質保証のために—」『平成 30 年度 日本通信教育学会 研究論集』日本通信教育学会：15-27.
- 鈴木克夫（2021）「コロナ禍で明らかになったオンライン授業（遠隔授業）の制度的課題」『令和 2 年度 日本通信教育学会 研究論集』日本通信教育学会：5-10.
- 田口真奈「授業のハイブリッド化とは何か —概念整理とポストコロナにおける課題の検討—」『京都大学高等教育研究』（第 26 号）京都大学高等教育研究開発推進センター：65-74.
- 寺尾謙・山鹿貴史（2019）「日本における大学通信教育を考える 近未来の大学通信教育～不安と希望～」『文部科学教育通信』（第 474 号）ジヤース教育新社：32-34.
- 土岐玲奈（2014）「通信制高校の類型と機能」『平成 25 年度 日本通信教育学会 研究論集』日本通信教育学会：49-61.
- 西村直也（2015）「大学通信教育における ICT 化が学費と教育サービスに与えた影響と変化」『大学アドミニストレーション研究』（第 5 号）桜美林大学大学院大学アドミニストレーション研究科：79-92.
- 文部科学省（2007-7）「大学設置基準等の一部を改正する省令等の施行について（通知）19 文科高第 281 号（平成 19 年 7 月 31 日）」.
- 文部科学省（2020-3）「令和 2 年度における大学等の授業の開始等について（通知）（令和 2 年 3 月 24 日）」.
- 文部科学省（2020-4）「大学等における学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係る Q & A の送付について（4 月 21 日時点）」.
- 大学通信教育実施各校のウェブサイト.

上記ウェブサイトの最終閲覧日はすべて 2022 年 8 月 31 日である。

脱稿日：2022 年 8 月 31 日

受理日：2022 年 8 月 31 日

山鹿貴史：八洲学園大学 生涯学習学部 生涯学習学科 准教授

古壕典洋：星槎大学大学院 教育学研究科 専任講師

小暮克哉：信州大学 アドミッションセンター 専任講師